

市税・国民健康保険税の納め忘れはありませんか？

税務課管理収納係 ☎(25) 11332

市税は、医療・福祉・教育など、住みよいまちづくりに使われる大切な財源です。

納期限を過ぎても納付がない場合には、20日以内に督促状を発送します。その後も納付がない場合には、催告書を発送し、自主的な納付をお願いします。

10月に催告書を発送します

10月上旬に催告書を発送します。送付の対象となるかは、令和3年度の市税に滞納があり、督促状を発送してもなお、納付の確認ができないかたです。催告書が届いたかたは、内容を確認のうえ、早急に納付してください。

延滞金について

納期限を過ぎて市税などを納付した場合「延滞金」を納め

保険・不動産などの財産を差し押さえることです。

納付書をなくしてしまったときは？

納付書をお持ちでなくても、税務課・各連絡所で納付することができます。納付書の再発行を希望されるかたは、税務課にて再発行します。郵送にも対応していますので連絡してください。

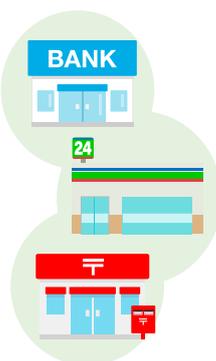


市税は次の場所で納付できます

- ・税務課
- ・(市役所西庁舎2階)
- ・各連絡所
- ・コンビニエンスストア
- ・(一部店舗を除く)
- ・取扱金融機関
- 百五銀行・三十三銀行
- 中京銀行・東海労働金庫
- 桑名三重信用金庫
- 伊勢農業協同組合
- 東日本信用漁業協同組合連

合会
ゆうちよ銀行・郵便局
(三重・愛知・岐阜・静岡)

また、納期限の日に指定された口座から自動的に納付できる口座振替や、納付書に印字されたバーコードを利用したスマートフォン決済でも納付できます。



納付の相談はお気軽に

新型コロナウイルス感染症の影響や、失業・病気などのやむを得ない事情により税金を納めることができない場合は「気軽に相談してください」。また、開庁時間に来庁できないかたのため、市役所西庁舎2階・税務課窓口にて夜間納税相談を行っています。

〔夜間納税相談窓口〕

午後5時15分～8時(要予約)
希望するかたは、管理収納係へ事前に連絡してください。

令和3年度 国民健康保険税の減免申請について

税務課市民係 ☎(25) 11334

新型コロナウイルス感染症の影響により、生計維持者(世帯主)の令和3年中の収入が令和2年中の収入より3割以上減少する見込みのかたや、新型コロナウイルス感染症により、生計維持者(世帯主)が死亡または重篤な傷病を負った世帯のかたなどを対象に、国民健康保険税の減免申請を受け付けています。なお、収入については、減収に伴う公的機関等からの給付金等は除きます。

申請書類の入手方法 税務課・各連絡所窓口、市ホームページ

準備物 令和2年中の収入が分かるもの(決算書・収支内訳書、源泉徴収票など)、令和3年中の収入が分かるもの(売上台帳、給与明細など)

留意事項 生計維持者(世帯主)の令和2年中の所得が0円以下の場合、減免はできません(死亡または傷病を負ったかたは減免対象となります)。

くわしくは問い合わせてください。